大政翼賛会議会局「議事部役員会ニ関スル書類」の 文書内容の紹介と考察

衆議院事務局議事部議事課

亀 屋 将 紀

昭和 15 年 10 月から同 16 年4月までの約半年間存在した大政翼賛会議会局。衆議院事務局 議事部議事課の書庫には、その議会局に設けられた議事部の幹部会に関する文書「議事部役員 会二関スル書類」が保管されている。幹部会は昭和 15 年 11 月に計4回開催されており、そこ では政党解消という状態で迎える第 76 回帝国議会の運営方法や議会局の議事運営への関わり 方等について議論されていた。本文書には幹部会の会議経過に加え、関連する資料が併せて保 存されている。本稿では、その文書の内容を紹介するとともに、関連する研究や史料等と対照 しながら、記載内容及び史料としての有用性について考察を行う。本文書は史料的制約が大き く、不明な点の多い大政翼賛会議会局議事部の活動を知る一助となるであろう。

《構 成》

はじめに

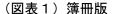
- I 大政翼賛会の設立過程
- Ⅱ 大政翼賛会及び衆議院事務局の組織
- Ⅲ 文書の概要
- Ⅳ 項目ごとの文書の内容

おわりに

はじめに

衆議院事務局議事部議事課の書庫に「議事 部役員会ニ関スル書類」という題の付いた文 書が2種類存在する。いずれも外身のサイズ はA4程度で、一つは全てが紐で綴じられた 簿冊のもの(図表1)、もう一つは封筒に複数 文書が収められたもの(図表2)である。

政党解消の状態で迎えた第 76 回帝国議会 の議席指定・変更が府県順となった経緯を調





(図表2) 封筒版



べるため、根拠や参考になる資料を探してい た際、手に取ったものが本文書であった。当 時の衆議院事務局の組織の単位は「課」であ ったため、衆議院事務局に議事「部」は存在 しないのだが、現在の組織の単位が「部」で あり、議事「部」という名称に慣れてしまっ ている筆者は特に「部」という字に疑問を抱 くことなく、また、文書の作成時期が第76回

 $^{^{1}}$ 第 21 回帝国議会の衆議院規則改正 (明 37) により、議席は会派別 (議長から見ておおむね中央を第一党、その左を第二党、 右を第三党、以下順次少数に及んでいた。) で行われることとなったが、第76回帝国議会では、I で述べるとおり、会派解 消の状態であったため、議長から見て左から右へ(北海道→沖縄県)府県順とされた。なお、現在は議長から見て右側を第 一党とし、その左を第二党以下順次少数会派としている。

帝国議会の開会直前であったため、本文書は 当時の衆議院事務局における第 76 回帝国議 会の運営について検討が行われ、それが記録 されたものではないかと思い込んでいた。

その後、執務室に戻って読み始めたが、大 政翼賛会の名簿が付されていたこと、主たる 会議の出席者や発言を行っている者が衆議院 議員であったこと等、その中身からようやく 本文書が「大政翼賛会議会局」の議事部役員 会に関するものであることが分かった。今回 はこの大政翼賛会議会局の「議事部役員会ニ 関スル書類」について、その内容を紹介し、 記載内容や史料としての有用性について考察 していくこととしたい。

なお、氏名について、職名を付したもの以外は敬称略とした。また、当時の「交渉団体」は便宜上、「会派」と表記した。

I 大政翼賛会の設立過程

まずは大政翼賛会設立の過程について、設立の数か月前から簡潔に述べることとしたい。 その過程は非常に長く複雑であるため、短期間に絞り、かつ、簡潔にすると更に分かりにくい部分があると思うが御容赦願いたい。

大政翼賛会は新体制運動「すなわち既成政党の焼直しでなくて、軍部やその便乗者らも制御し得るような、広汎な国民各層を網羅した一大国民運動を展開して、支那事変を終結にみちびこうとする動き²」を受けて誕生した組織であり、近衛文麿を中心として作られた。しかし、政治、経済、言論その他の各勢力は様々な思惑を持っており、呉越同舟のような

状態であった。

大政翼賛会設立までの主な動きとしては、 昭和15年6月24日、近衛文麿は枢密院議長 を辞任し、「政治体制再編成のため邁進するの 決意を声明3」した。同年7月7日、近衛は新 聞記者団と会見し、新政治体制の確立に関す る所信を披歴し、新政治体制の動向や意義、 結成方法、目標や憲法との関係について語り、 特に議会に対しては、議会は重視し、既成政 党を無視する考えはない旨を述べた4。同月22 日、第二次近衛内閣が成立。同年8月28日~ 9月17日、計6回にわたり新体制準備会が開 催された。同年9月27日、閣議で新体制運動 の名称を大政翼賛運動、中核体を大政翼賛会 と決定し、最高人事5を発表した。同年 10 月 12日、首相官邸において発会式を挙行、大政 翼賛会が設立された6。この発会式における近 衛首相の挨拶で述べられたとおり、「大政翼賛 の臣道実践」に尽きるとして綱領も宣言もな いという、翼賛会とは何か、明確に規定され ることのない状態での発足であった7。

議会局は大政翼賛会の局の一つとして設けられ、貴衆両院議員によって構成された。ほとんどの衆議院議員はここに包含されることとなった。

この間、衆議院においては、同年7月2日 に十日会、同月7日に社会大衆党、同月16日 に立憲政友会(久原派)及び立憲政友会(統 一派)、同月26日に国民同盟、同月30日に立 憲政友会(中島派)、同年8月12日に第一議 員俱楽部、同月15日に立憲民政党、同月16

 $^{^{2}}$ 翼賛運動史刊行会編『翼賛國民運動史 全』翼賛運動史刊行会(1954) 1 頁

³ 『東京朝日新聞』夕刊(1940.6.25)

^{4 『}東京朝日新聞』(1940.7.8)

⁵ 翼賛運動史刊行会編・前掲注2にははっきりと最高人事とは何かという解説はないが、この日任命された役員(常任総務、常任顧問)及び職員(事務総長、局長)のことであると考えられる。

 $^{^6}$ この段落中の日付、出来事は、翼賛運動史刊行会編・前掲注2 翼賛国民運動史年表 2-3 頁を参考にした。

⁷ 翼賛運動史刊行会編・前掲注 2 137-138 頁

日に七日会と、各会派がそれぞれ解散⁸し、会 派が全く存在しない状態となった。

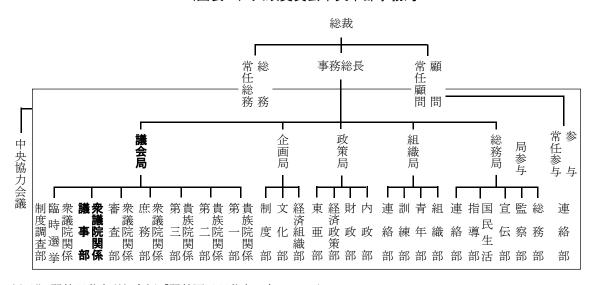
なお、IVの後に参考として年表を設けたので、一連の出来事については、そちらを参照されたい。

Ⅱ 大政翼賛会及び衆議院事務局の組織

大政翼賛会における組織の単位は「局」であり、その下に「部」が設けられた。大政翼 賛会における議会局の位置付けや議会局内において議事部以外にはどのような部があったかについては、組織図(図表3)を参照されたい。なお、発足当時の総裁は近衛文麿、議会局長は前田米蔵⁹、議会局議事部長は大麻唯 男10である。

次に、当時の衆議院事務局(以下「事務局」という。)の組織について確認したい。当時の事務局における組織の単位は現在とは異なり「課」であり、秘書課、議事課、委員課、速記課、庶務課、会計課、警務課、調査部の7課1部で構成されていた¹¹。当時の書記官長は大木操¹²である。なお、書記官長は現在の事務総長に当たる。

本稿における「議事部」や「議事部長」は 衆議院議員で構成された「大政翼賛会議会局 議事部」やその長(大麻唯男)を指し、「議事 課」とは「衆議院事務局議事課」を指す。



(図表3) 大政翼賛会中央本部事務局

(出所) 翼賛運動史刊行会編「翼賛國民運動史 全」149頁

Ⅲ 文書の概要

1 文書の内容(概説)

政党解消により、衆議院内の全ての会派が

解散し、無党無派となった中で、約1か月後 に開会を控えた第 76 回帝国議会の運営方法 をどのようにしていくか、議会局と議会との

 $^{^{8}}$ 衆議院・参議院編『議会制度百年史 院内会派編衆議院の部』衆議院・参議院(1990)441-443 頁

 $^{^9}$ 旧政友会(中島派)出身、東京府第 6 区選出、当選 8 回(いずれも昭和 15 年 11 月当時)。衆議院事務局編『昭和 12 年 12 月編衆議院要覧(乙)』 192 頁参照。

¹⁰ 旧民政党出身、熊本県第1区選出、当選6回(いずれも昭和15年11月当時)。同上40頁参照。

¹¹ 衆議院・参議院・前掲注8

¹² 大正 12 年 9 月衆議院書記官に任ぜられ、昭和 13 年 4 月より衆議院書記官長を務めていた。衆議院事務局編『昭和 17 年 11 月編衆議院要覧(乙)』235 頁参照。

関係性はどのようにするのか等について議論 するため、議会局議事部の幹部会(幹部会の 構成はIII-2参照)が昭和15年11月8日、 12日、20日、30日の計4回開催された。

そして、この幹部会の会議概要が本文書の 主たる文書であり、その他、関連文書も存在 する。各文書の内容物の題名は次に掲げると おりである。なお、題名は文書中又は表紙に 明記されたものを使用したものもあれば、長 さの都合や無題等のため筆者が便宜上、省略・ 補足・定めたものもある。また、封筒版は封 入順に記載した。

今後、以下の文書を紹介する際は、議事部 役員会ニ関スル書類(簿冊版)は簿①、議事 部役員会ニ関スル書類(封筒版)は封①のよ うに記載する。

○議事部役員会ニ関スル書類(簿冊版)

①目次、②大政翼賛会議会局衆議院部役員名簿、③議会局機構図、④第一回から四回までの幹部会会議経過概要¹³、⑤大政翼賛会中央本部一覧表、⑥大政翼賛会各局各部電話番号・所在地表、⑦大政翼賛会役員名簿(昭和 15 年11 月 22 日付)、⑧議会局参与名簿、⑨議会局議事部役員会ニ於ケル意見¹⁴、⑩第七十六回議会対策(書記官会議決定)及び草案

○議事部役員会ニ関スル書類(封筒版)

- ①議会局議事部役員会ニ於ケル意見¹⁵、②議 事概要頭書用紙¹⁶、③議事運用方法について、
- ④年内ノ議事順序、⑤本会議ニ関スル事項、
- ⑥委員会ニ関スル事項、⑦議事方法改善要項、
- ⑧議事進捗ニ関スル申合、⑨政府ニ要望スベ

キ事項、⑩昭和十五年十一月十一日 議会局議事部武知¹⁷副部長ヨリ大麻議事部長ニ送付セルモノ、⑪昭和十五年十一月三十日 議会局議事部副部長武知勇記氏ヨリ大麻議事部長ニ提出シタル「新体制ト議会ノ運営」、⑫新体制と議会の運営¹⁸、⑬議事部武知勇記君ヨリ依頼ニヨリテ意見ヲ記シタルモノ 昭和十五年十一月、⑭質問ニ対スル大麻部長ノ答弁、⑮議会局の地位・権能等、⑯議会局中心ニ議会運営ヲナスコトノ可否、⑰議事ノ運営ニ付イテ(各派交渉会ニ代ル機関)、⑱議会局ニ於ケル議事連絡ノ要綱(部ヲ活用セル案)、⑲会議概要メモ書き

(図表4)簿(4)



(図表5)簿⑪



(図表6) 封⑦



(凶衣 /) 封心



¹³ 第3回は議事方法改善要項、第4回は議事進捗ニ関スル申合、政府ニ要望スベキ事項を含む。

¹⁴ 会議経過概要の印刷版となっている。

¹⁵ 第3回は議事方法改善要項、第4回は政府ニ要望スベキ事項を含む。

 $^{^{16}}$ 簿④の各回概要の最初に付されているものでもあり、封②はその残部2枚。回次、年月日、場所、出席者を記録するために用いられる。回次と月日は空欄。出席者は名前が入っており、〇や一等を付し、出欠を表している。

¹⁷ 武知勇記 旧民政党出身、愛媛県第1区選出、当選4回(いずれも昭和15年11月当時)。衆議院事務局編『昭和12年12月編衆議院要覧(乙)』126頁参照。議会局議事部の副部長を務めた。

 $^{^{18}}$ 薄紙に印刷されたもの。封⑪がこれの手書き版でほぼ同内容となっている。詳細は ${f W}-1$ 。

2 幹部会の会議概要

議事部幹部会には議事部の部長、副部長5 名、理事10名19、事務局から大木操書記官長、 大池眞書記官(議事課長20)が出席していた。 なお、開催場所はいずれも議長応接室であっ た。各回の概要は以下のとおりである。

○第1回(昭和15年11月8日13:35開会~ 15:00 散会)

政党解消下における議事運営の方法をどの ようにすべきであるかということについて、 総括的な意見聴取を行っている。

冒頭、大麻大政翼賛会議会局議事部長(以 下「大麻議事部長」という。) ら挨拶の後、引 き続き、大麻議事部長が翌9日の総会や議会 局からの通知状の発送、議事部と審査部との 関係、議事部の職務等について説明。なお、

「質問ニ対スル大麻部長ノ説明」となってい るが、どのような質問が誰からなされたかと いう記述は、本文書中には見当たらない。

大麻議事部長による議事部の職務に関する 説明中、「丁度昔ノ党ノ院内総務ノ役ト御了解 ヲ願ヒ差支ナキモノト思フ」という記述があ る。院内総務とは現在の国会対策委員会に当 たることから、大麻議事部長の議事部の役割 に対する認識が分かるとともに、どのように して各議員に議事部の職務について納得して もらおうとしていたかがうかがえる。

大麻議事部長の説明後、議事部や議事運営 方法に関する総括的なこと、控室、議席、部 属21、部長及び理事の互選22について、意見を

出し合い散会した。

何かを「決定」したという記述はなく、こ の日は意見を出したのみで終了したと考えら れる。また、次回日程や協議内容についての 言及はなかった。

○第2回(昭和15年11月12日 13:15開会 ~16:20 散会)

冒頭、副部長交代(三浦虎雄から永山忠則) を部長から報告した後、議事運営方法につい て、各員の意見交換が行われている。

その後、全院委員長23・常任委員・特別委員・ 勅語奉答文起草委員24の選挙、発言通告・順位、 部属の各部に役員設置の件、理事会・部長会 に関する件、議事順序や発言員数決定の件、 動議の取扱い、本会議と委員会との関係、院 内に出入り可能な者について協議した(一部 は後日協議)。

最後に大麻議事部長から、次回は議会新体 制確立に関する新しい事項について考案・提 出せられたいとの話及び次回の日時の指定が あり散会した。この時点で次回の協議事項と 日時が決まっており、来る第76回帝国議会の 運営に関することのため、ある程度、全体の 日程感も既に定まっていたのではないかと考 えられる。

なお、この日も「決定」との記述はない(後 日協議することに決したというものはある。) が、「反対スル者多シ」、「賛成者多シ」、「トノ 説多シ」との記述が一部見られた。開会時間 が3時間以上にわたっており、活発な議論が

¹⁹ 部長、副部長、理事はいずれも衆議院議員である。

²⁰ 内閣印刷局編『職員録昭和 15 年 8 月 15 日現在』内閣印刷局(1940)170 頁

²¹ 帝国議会では部属制が採用されていた。常会ごとに議長及び副議長を除く総議員を抽籤により九つの部に分け、常任委員 の選出母体(各部で同数の議員を選出して常任委員とする)として利用していた。(議院法第4条、第20条第3項及び旧衆 議院規則第16~18条、第45~48条)。

 $^{^{22}}$ 部属の各部において部の事務整理を行う部長、部長を補佐し、部長に事故あるときは代理となる理事をそれぞれ1名ずつ、 無名投票で決していた (旧衆議院規則第19~22条)。

 $^{^{23}}$ 全院委員会とは、議院の全議員で構成される委員会であり、議場において開催される。全院委員会が開会された例は少な く、衆議院では計4回、第13回帝国議会が最後である(衆先153、衆議院先例彙纂昭和17年12月改訂上巻122頁)。

²⁴ 開院式で賜る勅語に対する奉答文を起草する委員会の委員のこと。

行われたことが推察される。

○第3回(昭和15年11月20日 14:20開会 ~16:18散会)

冒頭、大麻議事部長から、議会局職制に基づき、議会局長の諮問機関として議会局参与を置くという話があることを報告。人選は主として代議士だが、外部から入れてはどうかとの考え方もあり、審査部では民間からも人選したいという話があった。

その後、武知大政翼賛会議会局議事部副部長(以下「武知副部長」という。)提出の「議事方法改善要項」という本会議や委員会運営、議案提出に関する私案が提出され、それをベースに意見交換が行われた。この文書では「採用」や「後回し」等の文言が朱書きで記載されている。なお、「議事方法改善要項」の詳細についてはIV-2で述べることとしたい。

最後に大麻議事部長から、次回は政府に対し要望・希望すべき事項を各員で研究・提出せられたいとの話があるとともに、日時の指定があり散会した。

○第4回(昭和15年11月30日 14:40 開会 ~16:10 散会)

冒頭、議事運用に関する意見交換が行われた。次の事項に移る前に、大麻議事部長は「来 週二此根本問題二付最後ノ決定為シタシ」と 述べている。

その後、第74回帝国議会、昭和14年1月 21日の各派交渉会で決定した「議事進捗二関 スル申合²⁵」と「政府ニ要望スベキ事項」が配 付・朗読され、そのうち、「政府ニ要望スベキ 事項」について協議を行った。 第74回帝国議会で決定された「政府ニ要望スベキ事項」は、政府提出議案について、なるべく会期前半に提出すること、その理由書は詳細にすること、また、質問日は励行し、政府は口頭答弁をすることの3項目に関する要望事項である。この第4回の幹部会で協議された結果、それに新たな要望を追加する形で決定をしている。追加事項は、「文書による答弁はできるだけ詳細に」、「質疑に対する答弁はがきるだけ詳細に」、「質疑に対する答弁はがきるだけ詳細に」、「質疑に対する答弁はが終するに足るよう具体的内容を示すこと」、「秘密会を要求する際は真に必要な場合に限るように」という3点であった。

最後は「予定ノ事項終了シタルヲ以テ散会 ス次回ハ追テ期日ヲ通知スルコトト為レリ」 となっており、「来週ニ此根本問題ニ付最後ノ 決定為シタシ」との発言があったにもかかわ らず、今後の議事内容や日程が定められるこ となく散会している。

その「此根本問題二付最後ノ決定」を行うとした翌週について、大木書記官長の手帳や日誌を見る限り、議事部関係の会議を開催したというような記述はない。しかし、幹部会が開催された日の大木書記官長の手帳を見ると、第3回が開催された11月20日以外の日については空欄であったり、それ以外の事項のみが記載されていたりする26ため、翌週に議事部の会議が何も開催されなかったか否かは断定できない。また、大木書記官長の日誌の12月10日条を見ると、その日に議会局議事部会合が開かれており、「大麻部長ヨリ議員クラブ27設立趣意書及規約ヲ読上ゲー同ノ賛同ヲ得ル28」との記述があるので、1週間先送

²⁵ 戦時議会という状況に鑑み、議会の機能を発揮しつつ、審議能率の向上を図るため、本会議及び委員会における質疑制限や重複回避、事前調整を行うこと等、議事進捗に関する全10項目にわたり申し合わせたもの。

²⁶ 大木操「手帳 昭和十五年」中十一月八日条、同十一月十二日条、同十一月二十日条、同十一月三十日条『大木操関係文書 194』国立国会図書館憲政資料室所蔵 〈https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11536352〉 (参照 2021. 8. 10)

²⁷ 昭和 15 年 12 月 20 日、衆議院に結成された会派、衆議院議員俱楽部のこと。

²⁸ 大木操「日誌 大木書記官長手記 昭和十五年十一月廿九日~同十六年五月廿七日」中十二月十日条『大木操関係文書 204-1』国立国会図書館憲政資料室所蔵 〈https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11536364〉 (参照 2021.8.10)

りされた可能性もある。ただし、これが大麻 議事部長の言っていた根本問題についての最 後の決定なのか定かではない。少なくとも第 5回幹部会の経過が存在していないため、会 議の形態は全体会だったのではないか。

この日決定した政府に要望すべき事項は、 政府に申し入れたのか、申し入れたのであれ ば、誰が誰にどのような形で行ったかという ことは本文書に記載がない。院の公式な機関 ではないためか、衆議院公報にも記載はなか った。また、新聞(朝日、読売)を確認した ものの、特にそれと思わしき記事はなかった。

各回幹部会の概要は以上のとおりである。

内閣情報部発行『週報29』の「新体制早わか り」においては、政治運営の改善の外に、議 院の組織そのものについても改善を要するも のがあり、そのため、「議院法」(明治22年法 律第2号)の改正が研究題目として取り上げ られることとなる30としているが、特に幹部 会では議院法の改正については議論がなされ ていない。

昭和15年10月末に秋田清拓務大臣の首唱 で、議会運営方法について全議員による社交 俱楽部たる議員俱楽部を結成して統制する案 について協議すべく開かれた会合に、大麻議 事部長も出席していた。また、同年11月1日 の議会局衆議院部の緊急部長及び副部長会議 で議員倶楽部組織という議会運営方針を決定 していた31ので、一連の議事部幹部会では衆 議院議員倶楽部の組織・活用が議論の中心に なっていたとしてもおかしくはないが、特に 議員倶楽部についての記述はなかった。

Ⅳ 項目ごとの文書の内容

1 大政翼賛会、議会局と議事運営との関係 (封⑫「新体制と議会の運営」を通じて)

大政翼賛会が綱領、宣言なしの出発となっ た状況と同様、議会局自体も未定のことが多 く、議員も「翼賛会と議会の関係をどう考え たらよいか困惑してい32」るような状態であ った。そのことは第1回幹部会冒頭における 大麻部長の「根本方針ニ付何等決定シ居ラス 従テ原案ノ如キモノナシ」という言葉からも うかがえる。

この議会局議事部にとって大きな問題であ ろう、議事運営に対する大政翼賛会や議会局 の関わり方について、封⑫「新体制と議会の 運営」に記述がある。これは第4回の幹部会 と同日の11月30日、時間の前後関係は不明 であるが、武知副部長から大麻議事部長に提 出されたものである。

封⑮「議会局の地位・権能等」は、手書き の文書で、「議事部ニ於テ従来ノ交渉会ノ役割 及委員選定等ヲ為シ得ルトスレハ其ノ説明理 由如何」のように、「○○如何」、「○○スへキ ヤ」といった質問項目と考えられる記述が列 挙されている。

封⑬ 「議事部武知勇記君ヨリ依頼ニヨリテ 意見ヲ記シタルモノ」は、その冒頭で、封⑮ の項目の一部が取り上げられ、その後、意見 が質問に対する答弁のような形で記されてい るため、封⑬は封⑮を受けて作られたものと 考えられる。

封印と封印は、取り上げている項目(議会 局の地位・権能や事前に議員に了承を得るべ き事項等)及び内容(帝国議会の地位・権能

²⁹ 『週報』は政府編集発行の唯一の総合的国策のパンフレット。全国民への時局の指針であり、実践の教本である旨、同臨 時号第208号の奥付に記載されている。内閣情報部「週報 臨時号 第208号」内閣印刷局 (1940) 63 頁

³¹ 横越英一「無党時代の政治力学(一)―大政翼賛会の成立から大日本政治会の解散まで―」『名古屋大学法制論集 32』名 古屋大学大学院法学研究科(1965)19-20頁

³² 古川隆久「日中戦争期の前田米蔵―前田の憲政論を中心に―」『史學雑誌第 128 編第 6 号』史學會(2019. 6)18 頁

や部の活用33が最良の方法とすること等)において類似する点が多くある。また、封⑫はその表紙に武知の名が記されており、封⑫は11月最終日である30日に提出されたもので作成時期としては封⑬より後の可能性が高い。このため、封⑫は封⑬を受けて作られたものと考えられる。

以上の関係を整理すると、封⑮は事務局が 武知より受けた質問項目、封⑬はそれを受け た事務局作成の意見、封⑫は事務局より受け た意見を基に武知が作成した文書と考えられ る。その理由はIV-5で述べる。

幹部会では、封⑫について議論されておらず、その後、これがどう取り扱われたか、本文書中や本稿で用いた参考文献には記載がなく、残念ながら不明である。しかし、本文書は武知副部長や衆議院事務局がどのように議会局や議事部と議会の関係を捉えていたか、参考になり得ると思うので、紹介することとしたい。

「新体制と議会の運営」は「議会の地位」、 「議事運営の本質」、「議会の自治機関」、「議会局の機能」、「議会と局との連絡」の5項目から成っている。全文そのままだと長くなるため、それぞれの概要を紹介する。

●議会の地位

議会の地位権限は憲法によって与えられたものであるゆえに変革を受けるものではない。 大政翼賛会議会局が連絡を誤り、統合の範囲を逸脱すると議会の権限問題にも及びかねないので、議事運営の本質を究めて善処する必要がある。

●議事運営の本質

議事運用は議長の職責であるが、実際上の 不便と手続上の混雑回避のため、内部的な公 的機関として第 21 回帝国議会に各派協議会 を設け、以降、議事運営に関する協議を行い、 議事を進めてきた。政党解消の今日、内部的 拘束性も消滅し、議員は1人1党の平等の立 場となったので、議事運営は議長が法規のま ま行うか、各派交渉会に代わる機関を設け、 運用円滑を図るかの問題が生じている。

●議会の自治機関

議会は憲法上の機関であり、独自の機能を 有し、議院法及び議院規則に基づき行動する ものである。議会の自治機関としては、全議 員が自治的に行動するか、全議員による議員 団を作り、地域別、五十音順、部属別といず れかの方法で分けることとなるが、全議員は ばらばらの存在のため、自治的行動で一体と なるのは難しく、いずれの分け方でも小党分 立状態となり、事あるごとに紛淆する。この ような無統制な小党分立に等しい議員の自治 機関のみでは、議事運営を円滑にできようが なく、工夫が必要である。

●議会局の機能

議員の大多数が大政翼賛会議会局に属し、 翼賛議会確立という同一目的のため一致行動 を取ることになっており、大政翼賛会の職制 上、「衆議院関係議事部は議事に関する衆議院 との連絡事項を掌る」と規定されているので、 議事部が議会との連絡統合の任に当たるのは 当然である。これに対し、「大政翼賛会議会局 は議会外の機構で、議会局役員は近衛総裁に 一方的に任命されたもので、議員が選任した ものではないので、議事部と議員には意志連 絡がない。そのため、議会局役員が議会の指 導的地位を確保することは議会の独立的地位 を失墜させ、更に議会の権限を薄弱にするも のである。局長の言うようにあくまで内面的 努力による議会との連絡統合をもって翼賛体 制確立というのが使命で、これを超えて直接

³³ ここにおける「部」とは、部属の部である。部属制については脚注 21 参照。

議事運営の衝に当たることは中間的地位を逸 脱する。議事運用は法規に従い、院議によっ て行われるべき。」との反対論がある。大多数 の議員は新体制の熱意に燃えて期せずして大 政翼賛会議会局員となった。議会が開かれれ ば局員は各自の権能によること以外は一致的 行動をなすだろう。もし、これに反対するも のは局としての行動にあらずとなり、事実上 の拘束性が認められるならば、議長は議会局 の意志とともに局員以外の者(翼賛会に入会 しない者) にも問うて議事運営をするほかな 11

●議会と局との連絡

私見では、議会局は議会と政府の中間的存 在で、議会人の意志を拘束する権限はないが、 表裏一体的存在実現のため、議会と局の意志 は常に一致すべきで、それには議会人の自治 機関の意志と議会局議事部の指導方針の融合 を図ることが大切なので、議長は議会と局と の緊密な連携の取れる方法で議事運営をなす べきである。議員の自治機関としては部を利 用することが最も穏当であろう。伊東巳代 治34伯の草した「第一、議案を会議に付するの 前、先づ各部に配布し、各部に於て討議の準 備をなさしめ以て会議の紛雑を省かんとする にあり、第二、各部に部長を置き以て多衆を 統理するの便を取るなり、第三、各部に議員 を分配するに抽籤を用ふるは党派の情弊を避 くるにあり」という立法理由に鑑みれば、部 の活用は無党無派の今日を予見したかのよう で、部の活用が法規上の原則のように主張す る者もいる。しかし、議院法上、部は常任委 員の選挙母体の機能を有するのみで、議事運 営等の事項を掌る権能はなく、従来の交渉事 項等に当たるための部の活用はできない。た だ、議院法制定の精神を汲み、部による議員

の配分ができているので、これを五十音順で 控室に配分し、議員の自治機関とするのと同 じ意味で部を利用するにすぎず、法規による 部の活用ではない。議院法制定理由を照合し、 かつ部長、理事を互選して部内統理の形式も 整っているので、部を議会の意志機関として 利用するのが一番簡便な方法である。部長、 理事に加え、3名の補佐を互選し、5名によ る部(控室)の意志代表機関を設け、そこよ り1名ずつ交渉員を出し、それに議会局の意 志機関として議事部が加わり、院内協議会を 設け、議長は議会と議会局の意向を諮問し、 その円満一致を計り、これに基づき議事運営 を行うのが最良ではないか。各議員の大体の 意向は予知、反映可能なので、議事部は各部 の交渉員と常に連絡することが政府と議会と の間に立って連絡統合をなすとの本旨にも沿 う。そうして従来の交渉会に代わる機関とし て、前述の院内協議会ができたとしても、議 員の委任に基づいて初めて受権による政治的 拘束力が生じるので、委任を受けることは先 決必要条件である。なお、例外の人々の反対 があっても何もかも全会一致ではできず、多 数政治の原則から見てこれはやむを得ない。 諸案件につき、予め議員の承認、了承を得る 範囲を定め、それを得て議事運営の折衝に当 たるが、もし議会と議会局の意志が一致しな い場合は院議で決するしかない。しかし、大 多数の議員が翼賛会所属の今日、人間関係や 私的感情による不満や不快はあり得ても双方 の意志が全く相反することは予想されない。 もし、議会が議会局の意志に反して議会行動 をなすならば、議会局は政府と議会との連携 をなし得なくなり、議会と政府との協力が不 可能となって議会局設置の意義が没却される。 議会翼賛体制確立は帝国憲法を格循し時局

³⁴ 安政4年5月生。内閣総理大臣秘書官、枢密院書記官長等を歴任した。衆議院・参議院編『議会制度百年史 貴族院・参 議院議員名鑑』衆議院・参議院(1990)94頁。枢密院における議院法案審議時は枢密院書記官を務めていた。

認識に徹底し、議会運営の円滑を計り、その機能を発揮して大政を翼賛し奉るのだから議員がこの本義を了承するならば議会の新体制は自ずから成るものと確信する。

2 「議事方法改善要項」の内容

本文書の中で注目すべきものの一つが「議事方法改善要項」である。

「議事方法改善要項」は本会議及び委員会 における質疑、提出議案、議員紹介請願や建 議案等に関する案がまとめられたものである。

手書きのものが複写された文書であり、それに議論の結果が書き加えられ、会議概要とともに綴じこまれたものが幹部会で使用されたものであろう。なお、封⑤「本会議ニ関スル事項」、封⑥「委員会ニ関スル事項」は、その内容から幹部会で使用する案に至るまでの検討段階のものと考えられる文書である。

まずは、「議事方法改善要項」の中身及び幹部会で協議された結果を紹介したい。以下は簿④のうち、第3回幹部会に綴じられているものである。なお、斜体及び赤字となっているものが、幹部会の協議を受けて朱書きで書き加えられた箇所で、取り消し線が修正を受けた箇所である。

なお、議事方法改善要項についても、その後、どう扱われたか、封⑫と同様、本文書中や本稿で用いた参考文献には記載がなく、残念ながら不明である。しかし、後述するが、過去の申合せや従来議論されていた議会改革の延長線上にあると考えられる箇所もあるため、紹介することとしたい。

議事方法改善要項

本会議ニ関スル事項

一、質疑ニ際シ殊更大臣ノ出席ヲ要求スルノ 弊ヲ改メ事実ニ関スル答弁ハ政府委員ヲ シテ行ハシメ、政策又ハ方針等ニ関スル 重要事項ニ限リ大臣ニ於テ答弁スルコト (委員会ヲ含ム)

委員会ニ譲ルコト

一、質疑ハ成ルヘク之ヲ簡<mark>単</mark>*明*ニシ且重複ヲ 避クルコト(委員会ヲ含ム)

採用

一、質疑ニ際シ各大臣ノ出席ヲ一斉ニ要求スルノ傾向ヲ改メ出席シ得ル大臣若ハ所管 事項ニ付質シ他ハ留保スルヤウニ為スコト(委員会ヲ含ム)

後回シ

一、質疑ニ際シ討論的議論及自己ノ意見ノミ 多ク質疑ノ要旨少キモノアルヲ見ルモ出 来ル丈ケ要旨ヲ簡明ニ質疑スルコト

後回シ

一、一定議案ニ対スル質疑ニ際シテハ主務大 臣及已ムヲ得サル関係大臣ニ質疑スルニ 止メ之ヲ機会トシテ政務全般ニ渉ル質疑 ヲ為ス傾向アルヲ厳ニ慎シムコト

文書ノ表示方法ヲ訂正シテ採用

- 一、演説時間ハ予メ制限スルコト(委員会ヲ 含ム)メ*之ヲ決定スル方法ヲ講スルコト 採用*
- 一、議事進行一身上ノ弁明ハ其ノ本旨ノミヲ 述へ苟クモ他事ニ渉ルコトヲ慎シムコト 採用
- 一、質問ノ答弁ニ対スル意見陳述ハ之ヲ廃止 スルコト

政府ノ書面答弁ハ簡二失シ要領ヲ得サ ルヲ以テ今後政府ノロ頭答弁ヲ為サシ メタシトノ意見多シ

後回シ

一、緊急質問ハ真ニ緊急ヲ要スルモノニシテ一般質問ト為スニ適セサルモノノミニ限ルコト

不採用

一、質疑ハ予メ其ノ要旨ヲ文書ヲ以テ政府又 ハ議院ニ通告スルコト(委員会ヲ含ム) *後回シ*

委員会ニ関スル事項

一、質疑中事実ニ関スル事項ニ付テハ説明員 (政府委員ニ非サル官吏)ノ答弁ヲモ認 ムルコト

従来ノ通リ

一、一般的質疑ハ本会議ニ於テ之ヲ行フコトトシ予算委員会ニ於テハ成ルヘク予算関係事項ノ質疑ニ限定シ施政方針ニ対スルー般質疑ヲ再ヒ繰返ス傾向ヲ止メ総括的質疑ヲ成ルヘク簡単ニ終了シ次テ各省ノ順ニ質疑ヲ為スコト

文書ノ表示方法ヲ訂正シテ採用

一、委員会ニ於ケル政府ノ方針ニ関スル答弁 ハ主務大臣之ニ当ルモ大臣差支アル場合 ハ政府委員(参政官)代理シテ之ヲ行フ コト尚要領ヲ得サルトキハ適当ノ時期ニ 於テ主務大臣ノ答弁ヲ求ムルコト

不採用

一、予算決算総会ニ於ケル質疑ハ各省関係事項ノ大綱又ハ総括的質疑ヲ為シー省限リニ関スル施設事項又ハ細密ニ渉ル事項ハ分科会ニ譲ルコト

採用

一、従来決算ノ審査ニ当リテハ予算委員会ト 同様一般ノ国策政策等ニ付論議セルモ今 後ハ決算其ノモノニ限局シ審査ヲ慎重ナ ラシムルコト

> 不正行為ヲ為シタル官吏ノ糾弾方法ヲ 講スルノ要アリトノ意見多シ

決算審査ヲ尊重スル意味ニテ採用

一、委員会、分科会ニ於テハ応答者ヲ指定シ 必要ナル政府当局者ノ出席ヲ求ムルニ止 ムルコト

不採用

一、委員ノ頻繁ナル更迭及委員ノ兼務ハ質疑 ノ重複ヲ来シ審査ヲ渋滞セシムルヲ以テ 出来ル限リ之ヲ避クルコト

委員ノ更迭ヲ厳重ニスルコトトシ採用

一、委員会ニ新聞記者ヲ入ルルコトノ可否ヲ 研究スルコト

> 記者ヲ入場セシムルコトハ可ナルモ新 聞紙ニ発言者ノ氏名ヲ掲載スルコトヲ 止メシムルノ要アリトノ意見アリタリ 後日ノ研究ニ譲ル

- 一、総テノ委員会ニ速記ヲ付スルコトヲ原則 トセス場合ニ依リ速記無シニテ委員会ノ 審査ヲ進ムルコト
- 一、委員会ハ成ルヘク円卓会議主義ヲ採ルコ ト

委員長ニ委ヌルコト

一、最近ノ議会ニ於テハ特別委員ノ員数増加 スルノ傾向アルモ定足数トノ関係上成ル ヘク少数トスルコト適当ニ考慮ヲ加ヘル コト

採用

一、議案ノ審査開始ニ際シ大体ノ審査期間及 審査方針ヲ予メ定ムルコト

採用

一、委員会議録ノ増刷ヲ廃止スルコト

採用

一、資料及参考書類ノ提示要求ハ関係法案ノ 審議ニ特ニ必要ナルモノニ限ルコト

必要ナシ

議案提出ニ関スル事項

一、予算ヲ伴フ法律案ト雖モ財政法ニ非サル 限リ軽微ナルモノハ先ツ貴族院ニモ提出 シ得ルコトトスルコト

衆議院ハ先議権アルヲ以テ不可

一、議員提出議案ハ同一議案ヲ後ョリ提出ス ルコトハ中止スルコト

審査部ニ回スコト

一、請願ヲ議員カ紹介スル場合ハ内容ヲ十分 ニ調査シテ成ルヘク必要ナルモノニ限ル コト

採用

一、建議案ハ重要性アルモノニ限リ地方的及

部分的ノモノハ出来得ル限リ提出セサル コト

採用

挙げられている項目は、要求大臣を必要最 小限に限る、質疑内容の重複回避、質疑要旨 の文書による通告等であり、後回しにされて いるものも多いが、審議能率の向上に関する ものが中心となっている。第4回幹部会で配 付、朗読された、第74回帝国議会昭和14年 1月21日各派交渉会決定の「議事進捗ニ関ス ル申合」に似た項目も少なくない。この申合 せは、その本文にもあるとおり、「戦時議会ノ 重要性ニ鑑ミ、議会ヲシテ権威アラシメ、議 事ノ進行ヲ敏活ニセムガ為、議院内ニ於ケル 言論、行動ヲ調整スルノ方途ヲ講ズル」ため に行われており、議事方法改善要項もこれと 同様の趣旨で作成されたものと考えられる。 つまり、戦時議会であることに鑑み、審議能 率の上昇こそ図るものの、それは議会の権限 縮小ではなく、権威あらしめることを意識し たものと考えられる。なお、表示方法変更も 含め、「採用」とされた 13 項目のうち、4項 目はこの申合せと合致しており、政党が解消 しているため、状況は異なるが、2年弱経過 してなお、同様の事項について協議、決定し ている。

また、委員会における法律案の審査期間、 方針をあらかじめ設定するような項目もあり、 採用されている。恐らく、このような案が出 ているのは、昭和13年、第一次近衛内閣下で 開催された議会制度審議会における「衆議院 規則第57条『議院ハ期限ヲ定メ委員会ヲシテ 審査ノ報告ヲ為サシムルコトヲ得』を活用し て法律案に審査期限を付けるという案³⁵」と 同趣旨ではないかと考えられる。

3 各派交渉会、議院協議会と議会局議事部 幹部会

次に、各派交渉会、議院協議会と議会局議 事部幹部会の関係について、簡単に述べるこ ととしたい。

政党解消以前の最後に行われた各派交渉会は、本院庁舎の一部臨時使用認容に関する件について協議をした昭和15年6月22日であった³⁶。

政党解消後の同年9月6日、北白川宮永久 王殿下御出征中薨去あらせられたるに付奉呈 すべき弔詞の件を協議するため、また同月20 日に陸軍病院並び海軍病院へ慰問使派遣の件 を協議するため、打合会という形で会議が開 かれている³⁷。打合会の記録には、「各政党は 発展的解消を遂げたので従来の各派交渉会を 開催することができない状態にある。今般、 協議の必要が生じたので便宜、従来議長と院 内外とを連絡する旧各派の議員から議長にお いて選考の上、参集してもらった」旨の記述 があり、打合会は従来の各派交渉会に当たる 会議であることが分かる。「各派」が存在しな いため、この名称になったものと考えられる。

その後、第76回帝国議会召集直前の同年12月21日、議院協議会が開催された。なお、9月の第2回の打合会からこの議院協議会までの間、同様の会議は開かれていない。議院協議会の記録には、「協議の前にこの会の名称を定めたい。以前は各派交渉会とし、昨年、各派交渉会規程ができたが、公報等で通知するため言葉を一定しておく必要があるので、

³⁵ 村瀬信一『帝國議会改革論』吉川弘文館(1997)178 頁

³⁶ 第 75 回帝国議会閉会中衆議院公報号外 (6) 2 頁 (昭 15.6.29)。帝国議会期は閉会中の公報に回次は付さないが、本稿 脚注においては、便宜上、付することとした。

³⁷ 第 75 回帝国議会閉会中衆議院公報号外(7) 1 頁(昭 15. 9. 6)、同号外(10) 1 頁(昭 15. 9. 21)

議院協議会としては如何か」という趣旨の議 長発言があり、議院協議会もまた、従来の各 派交渉会に当たる会議であることが分かる。 議事部幹部会で協議されていた控室、議席等 の事項はこの議院協議会で決まっている38。

4 議事部幹部会、「第七十六回議会対策」と 議院協議会

第1回、第2回の議事部幹部会において、 来る第 76 回帝国議会の運営をどのように行 っていくか議論がなされた。Ⅲ-2で述べた とおり、その時点では意見交換止まりで、特 に議事部としての結論は出なかった。第3回 の幹部会では、議事方法改善要項をベースに ある程度のことは決定したが、後回しと決し たものも少なくなく、全体としてどのような 結論を出したのか、幹部会の経過では分から ない。

その結論の案に当たると考えられるものが 簿⑩「第七十六回議会対策(書記官会議決定) 及び草案」である。書記官会議39の開催時期は、 大木書記官長の昭和 15 年手帳の 12 月 18 日 条に「午前午後打合会原案書記官会議 府県 順40」との記載がある。午前午後とあるため、 長時間に及んだものと考えられる。この打合 会とは、N-3で述べたとおり、従来の各派 交渉会に代わるものであり、後の議院協議会 である。議事部幹部会はこの打合会が開催さ れた9月と議院協議会が開催された 12 月の 間である11月に開催されている。

つまり、議会局議事部で、第76回帝国議会 の議事運営について議論され、議院協議会で 協議・決定する事項の「原案」を書記官会議 で協議・決定し、それが議院協議会の協議事 項へとつながり、最終決定されたということ である。

なお、第4回の幹部会から約半月が経過し、 その間には衆議院議員俱楽部設立についての 協議が進んでおり、議院協議会前日の20日に は結成されていた41が、書記官会議決定の内 容にも「議員倶楽部」という文言は見当たら なかった。

この「第七十六回議会対策」もその内容を 紹介することとしたい(なお、草案部分は割 愛する。)。

- ◎第七十六回議会対策(書記官会議決定)
- 一、議員控室ノ件
- (1) 召集日ノ仮控室ハ府県順ニ依ルコト
- (2) 部属定マリタルトキハ部号順ニ依ルコ \vdash
- 二、議席ノ件
- (1) 召集日ノ仮議席ハ府県順ニ依ルコト
- (2) 部属定マリタルトキハ部号順ニ依ルコ

(部内ハ府県順ニ依ルコト但シ議長ニ於テ 議席指定後ノ変更ハ之ヲ許可スルコト)

三、部属ノ件

部属ハ議場ニ於テ抽籤ニ依リ決定スルコト (議席順ニ抽籤ス)

四、部長理事選挙ノ件

- (1) 従来ノ先例ニ依ラス互選、(推薦又ハ投 票) ニ依ルコト
- (2) 当日ノ未応召者モ選挙シ得ルコト
- 五、全院委員長選挙ノ件

全院委員会ノ活用又ハ全院代表ノ場合等ヲ 予想シ適任者ノ選定ヲナスコト

六、委員選定ノ件

³⁸ 第 75 回帝国議会閉会中衆議院公報号外(19) 3 頁(昭 15. 12. 21)

³⁹ 衆議院事務局の書記官長及び書記官による会議。

⁴⁰ 大木『手帳 昭和十五年』中十二月十八日条

^{41 『}東京朝日新聞』夕刊(1940.12.21)

開院式勅語奉答文案委員

常任委員

特別委員等ノ選定ニ当リ

- (1) 各部ノ役員ヨリ予メ候補者ヲ申出テシメルコト
- (2) 補欠ノ場合ハ前任者ノ部ヨリ補充スルコト

七、各部役員ノ件

- (1) 各部ニ総務及幹事数名ヲ設クルコト
- (2) 理事モ総務ニナルコト
- (3)総務又ハ幹事ヲ議事係、委員係及交渉 係等ニ分チ事務ノ分担ヲ定ムルコト

八、理事会及部長会

- (1) 従来ノ各派交渉会ニ代ルモノトシテハ 各部ノ理事ヲ以テスル理事会ヲ設ケ之 ニ当ツルコト
- (2) 場合ニ依リ部長会ニ諮ルコトアルヘキコト

九、発言通告及順位

- (1) 発言者ノ通告ハ各部役員ヲ通ズルヲ原 則トナスコト
- (2) 発言順位ハ理事会ニ於テ之ヲ定ム、但シ部号順ニ依ルヲ原則トス
- 十、議事順序発言員数等ハ理事会ニテ協議決 定スルコト

十一、動議ノ取扱

- (1) 進行係ヲ設置スルコト (二名トシ理事会ニテ決定スルコト)
- (2) 進行係ノ動議ハ正規ノ賛成アリト認ムルコト
- (3) 進行係以外ノ動議ハ正規ノ賛成者ヲ必要トスルコト

十二、本会ト委員会トノ関係

- (1) 定足数トノ関係上本会議中委員会ノ開 会数ヲ制限スルコト
- (2) 本会議日ヲ予メ定メ置カサルコト

以上が「第七十六回議会対策」の内容である。前述のとおり、あくまで原案のため、議院協議会との決定事項とは一部相違がある。 衆議院公報に掲載されているものと比較すると、その相違点は以下のとおりである。①控室と議席について単に府県別と決定。特に議席については、実際の第76回帝国議会の議席表を見ると、部号順への議席変更はされていない。②部属については、議場での抽籤ではなく、議長一任で決定。③部長理事の互選も従前どおりと決定。④発言順位は追って決定。⑤各部役員の件等、一部は議院協議会の決定事項に出てきていない。

5 衆議院事務局と大政翼賛会議会局議事部

議事部幹部会には事務局から大木書記官長 と大池書記官が出席していた。

出席に至るまでの経緯、また、議事部幹部会が議長応接室で開会された理由は、本文書にも、大木書記官長の手帳等にも記載がなく不明である。大木書記官長は議会局による議会運営については、大麻議事部長に「トニカク議会局デ議会ヲ動カスヤリ方ハ不可、之ヲ大イニ説キタリ⁴²」と話すほど、反対であったため、積極的に幹部会に出席したり、議長応接室を開催場所として勧めたりしていたとは考えにくいのではないか。前田議会局長や大麻議事部長は日記類がなく、伝記は存在するものの、いずれも議会局議事部と衆議院事務局の関係性については記されてはいなかったので、その経緯ははっきりしない。

ただ、簿冊版の表紙には「議事課」と書かれているので、当時の衆議院事務局議事課で 関係文書の整理等を行っていたということは 推測される。

 $^{^{42}}$ 大木『日誌 大木書記官長手記 昭和十五年十一月廿九日~同十六年五月廿七日』中十一月三十日条

ここで、封⑫、封⑬、封⑮について、なぜ IV-1 で述べた推測をしたか、その理由を述べたい。

封⑮は先述のとおり、質問事項が列挙された文書であり、封⑬は封⑮の質問事項の一部を取り上げ、それに対する意見を記したものである。

ではなぜ、封⑬は事務局が作成したものではないかと考えられるのか。その理由は2点ある。

第一の理由は、部の活用が議事運営方法と して最も簡便として取り上げられており、ま た、議員倶楽部に関する話が出てこないため である。議事課では昭和15年9月に閉会中の 部の存続や活用等に関する「部の研究」を行 っている。また、議員倶楽部については、大 木書記官長の手帳の 12 月 11 日条に当初は 「大政翼賛会所属」議員俱楽部の計画だった が(同月)10日に町田忠治43の異議により「衆 議院」議員倶楽部となった旨の記述がある4。 つまり、議員俱楽部は議事部幹部会が開催さ れていた11月においては、翼賛会関係組織と しての意味合いが強く、このため、大木書記 官長が衆議院の存在が脅かされるのではない かと警戒して、それに触れることなく、研究 を行っていた部の活用を意見としたのではな いかと考えられる。

第二の理由は、議会は憲法上の厳然たる機関で独自の機能を有し、議院法や衆議院規則に基づいて行動しているので、議会局が議員の行動を指図できるものではない等、その意見は議会局による運営について否定的であり、大木書記官長の考えとも合致するためである。

6 旧会派勢力と議事部幹部や議会局参与の 構成

各会派解消前の会派構成45、議事部幹部(部長、副部長、理事)及び議会局参与の出身会派別議員数については、図表8のとおりである。

(図表8) 各会派解消前の会派勢力と議事部 幹部・議会局参与の出身会派別議員数

会派名称	各会派解消前	議事部幹部	議会局参与
立憲民政党	169	7 (うち永 ^{注1} 1)	10 (うち永2)
立憲政友会 ^{注2} (中島派)	97	3	4
立憲政友会 (久原派)	65	2	3
第一議員 俱楽部	25	1	1
社会大衆党	24	1	1
立憲政友会 (統一派)	16	1	1
国民同盟	10	1	
十日会	10	_	
七日会	7		1
無所属	22	_	_
欠員	21	_	_

(出所)衆議院・参議院「議会制度百年史 院内会派 編衆議院の部」を参考に筆者作成

(注1) 昭和 15 年 7 月 30 日、立憲民政党から永井 柳太郎外 37 名が新体制運動への参加をめぐる問題 を機に会派離脱した。これらの議員は会派結成せず、無所属だったため、便宜上、永井派とし、民政党に加えた上で、(うち永)と表記した。

(注2) 立憲政友会は後継総裁問題をきっかけとし、 第75回帝国議会召集日時点で3派に分かれていた。

なお、議会局各部の部長は「旧政党会派の派閥関係から実現したもの⁴⁶」となっており、「旧政党会派の均衡人事であ⁴⁷」ったが、議事部幹部や議会局参与の人選もまた、図表から分かるとおり、衆議院における会派の解散前

⁴³ 旧民政党出身、秋田県第1区選出、当選9回(いずれも昭和15年11月当時)。衆議院事務局編『昭和12年12月編衆議院要覧(乙)』195頁参照。解党前の民政党総裁を務めていた。

⁴⁴ 大木『手帳 昭和十五年』中十二月十一日条

⁴⁵ 衆議院における各会派中、最初に会派を解散した十日会の会派解散日前日である昭和15年7月1日付とした。

⁴⁶ 大麻唯男伝記研究会『大麻唯男』櫻田會(1996) 133 頁

⁴⁷ 大麻唯男伝記研究会·前掲書 134 頁

の旧会派勢力と同様になっており、均衡を考慮した人選であった。

(参考) 年表

年月日	出来事	
昭 15. 6.24	近衛、枢密院議長を辞任	
	政治体制再編成の決意表明	
7.2	衆院、十日会解散	
7.7	近衛、新政治体制確立に関す	
	る所信披歴	
	衆院、社会大衆党解散	
7.16	衆院、立憲政友会(久原派)、	
	立憲政友会(統一派)解散	
	米内内閣総辞職	
7.22	第二次近衛内閣成立	
7.26	衆院、国民同盟解散	
7.30	衆院、立憲政友会(中島派)	
	解散	
8.12	衆院、第一議員俱楽部解散	
8.15	衆院、立憲民政党解散	
8.16	衆院、七日会解散	
8.28	第1回新体制準備会	
	近衛首相、新体制声明文発表	
9.3	第2回新体制準備会	
	新体制組織大綱試案を発表	
9.6	第3回新体制準備会	
9.9	新体制準備会特別審議会	
9.10	第4回新体制準備会	
9.13	第5回新体制準備会	
	新体制綱領規約要項決定	
9.17	第6回新体制準備会	
	運動を大政翼賛運動、会名を	
	大政翼賛会と決定	
9.27	閣議、新体制運動の名称を大	
	政翼賛運動、中核体を大政翼	
	賛会と決定、最高人事発表 ロメナロー同同問令本	
	日独伊三国同盟成立	

10. 12	大政翼賛会発会式举行
	大政翼賛会設立
10. 19	議会局議事部会合
11. 8	第1回議事部幹部会
11. 9	議会局全員会合
11. 10	紀元二千六百年式典挙行
11. 12	第2回議事部幹部会
11. 20	第3回議事部幹部会
11. 30	第4回議事部幹部会
12. 9	議会局部長会議
12. 10	議会局議事部会合
12. 18	衆院、書記官会議で打合会原
	案決定
12. 20	衆院、院内会派衆議院議員俱
	楽部設立
12. 21	衆院、議院協議会
12. 24	第76回帝国議会召集日
12. 26	第76回帝国議会開院式
昭 16. 1.22	衆院、政治体制強化決議 ^{注2}
2.8	衆院、近衛首相翼賛会の性格
	を説明、平沼内相大政翼賛会
	は公事結社と説明 ^{注3}
4.12	大政翼賛会、第1回改組実施
	(議会局廃止)
()+ 1 \ + xk32 +	会成立過程~第1回改組まで 習替

(注1)大政翼賛会成立過程~第1回改組まで。翼賛 運動史刊行会・『翼賛國民運動史 全』、大木『手帳 昭和十五年』及び『日誌 大木書記官長手記 昭和十 五年十一月廿九日~同十六年五月廿七日』、衆議 院・参議院『議会制度百年史 院内会派編衆議院の 部』を参考とした。なお、ここまでに取り上げた出 来事以外にも、筆者が必要と感じたものを追加し ている。

(注2) 国務大臣に対する質疑を取りやめ、本決議を行った。大木書記官長は「衆議院は自らの首を締め大切な権限を放棄した自殺行為を犯したものと嘆ぜざるをえない」(大木操『激動の衆議院秘話-舞台裏の生き証人は語る』第一法規出版(1980)272頁)と回顧している。

(注3) 政治結社ではない、すなわち、政治的な力は 持たない、としたのである。

おわりに

以上、大政翼賛会議会局「議事部役員会ニ 関スル書類」について、内容を紹介するとと もに考察を述べてきた。

大政翼替会に関する研究はある程度存在す るものの、議会局議事部に焦点を当てた研究 は管見の限りではない。それは、例えば本稿 でも参考文献として用いた「翼賛国民運動史」 においても議会局議事部の活動に関する詳細 な記述はなく、また、議会局や議事部の主要 人物である者の日記が存在しない等、史料的 制約が大きいことがその一因であろう。

私には本文書の史料価値の適切な判断を行 うことは難しいが、国立国会図書館ホームペ ージによれば、史料の有効性・信頼度の目安 となるものは、その史料を「いつ」「どこで」 「だれが」書いたか、の三要素であり48、本文 書はその時期、対象となる会議がはっきりし ており、表紙に「議事課」と書かれ、衆議院 事務局の文書であることが分かり、これらの 要素を満たしているであろう。

議会局は大政翼賛会発足の昭和15年10月

から第1回改組が行われた昭和 16 年4月ま での約半年という短期間しか存在しない組織 であった。本文書は約1か月間とそれ以上に 短い期間、更に議会局内の一つの部である議 事部の計4回の幹部会に関するものでしかな く、情報量としては限られており、また、不 明な点も少なくない。しかし、本文書は史料 として、不明な点の多い議会局議事部の活動 を知る一助になるのではないかと思う。

できれば今回の執筆に当たり、極力、文書 そのものの中身を紹介したかったが、紙幅の 限り等もあり、全てはできなかった。また、 不明な点も少なくないとしたが、参考文献の 数も少なく、考察は推測を多分に含んでいる。

最後に、本稿の執筆に当たり、御助言をい ただいた上司や関係者の皆様への感謝を申し 上げ、また、「議事部役員会ニ関スル書類」と 本稿が今後の大政翼賛会研究等の一助となる ことを願いつつ、本稿を終えることとしたい。

【参考文献】本文及び脚注に掲げたもののほか、以下のものを参考とした。

- ・赤木須留喜『近衛新体制と大政翼賛会』岩波書店(1984)
- ・赤木須留喜解説『大政翼賛運動資料集成 第一巻』柏書房(1988)
- ·有竹修二『前田米蔵伝』前田米蔵伝記刊行会(1961)
- ・伊藤隆『大政翼賛会への道 近衛新体制』講談社学術文庫(2015)
- ・古川隆久『戦時議会』(日本歴史叢書) 吉川弘文館(2001)
- ・同「田中義一内閣期の前田米蔵」『史叢第88号』日本大学史学会(2013)
- ・古屋哲夫「VI翼賛体制と対米英開戦―第76~80回帝国議会―」内田健三ほか編『日本議会史録 三』第 一法規出版(1991)
- · 衆議院事務局議事部議事課所蔵資料

⁴⁸ 国立国会図書館ホームページ「史料に見る日本の近代 開国から戦後政治までの軌跡 歴史史料とは何か」〈https://www.n dl.go.jp/modern/guidance/whats01.html>(参照 2021.8.19)